

公共施設等の適正管理の推進について

- ① 社会基盤施設(インフラ)の長寿命化
- ② コンパクトシティの推進

平成29年2月14日(火)
総務省 自治財政局 調整課

公共施設等の適正管理に係る地方債措置

公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、現行の公共施設等最適化事業債等を再編し、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能緊急保全）に係る事業を追加するなど内容を拡充した「公共施設等適正管理推進事業債（仮称）」を創設（地方財政計画に計上予定の「公共施設等適正管理推進事業費」3,500億円に対応）。

公共施設等適正管理推進事業債（仮称）

（期間：平成29年度から平成33年度まで ※⑥は平成32年度まで）

※①～⑥全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業が対象

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業
〈充当率等〉充当率：90%、交付税算入率：50%
※ 個別施設計画に位置付けられた事業が対象

② 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業
〈充当率等〉充当率：90%、交付税算入率：30%
※ 個別施設計画に位置付けられた事業が対象

③ 除却事業

充当率：90%
（現行75%）

④ 長寿命化事業【新規】

〈対象事業〉【公共用建物】施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業
【社会基盤施設（道路・農業水利施設）】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業
〈充当率等〉充当率：90%、交付税算入率：30%
※ 個別施設計画に位置付けられた事業が対象

⑤ 立地適正化事業【新規】

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業
〈充当率等〉充当率：90%、交付税算入率：30%
※ 立地適正化計画に基づく事業が対象

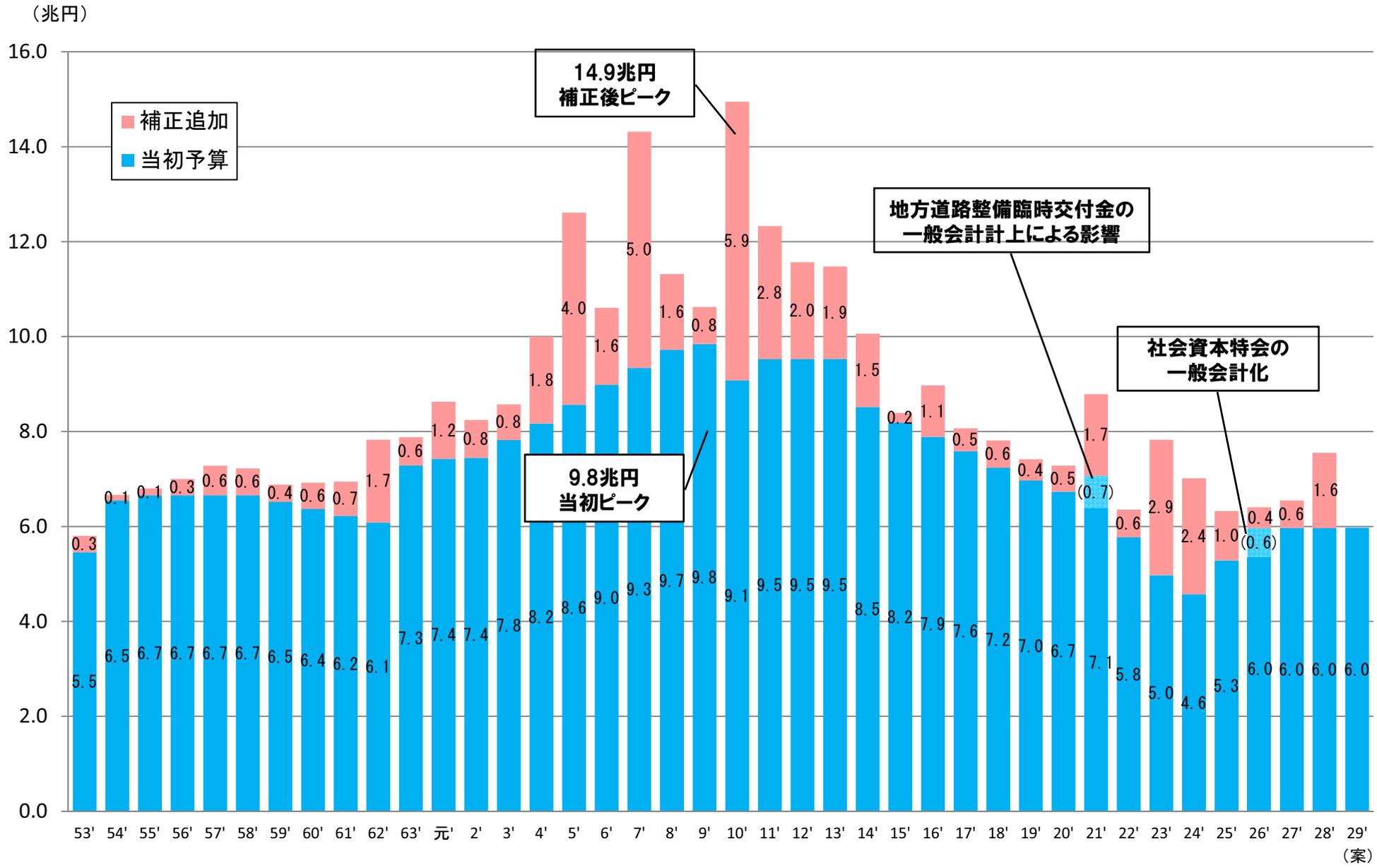
⑥ 市町村役場機能緊急保全【新規】

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等
〈充当率等〉充当率：90%（交付税措置対象分75%）、交付税算入率：30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本
※ 個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置付けるものが対象

① 社会基盤施設(インフラ)の長寿命化

公共事業関係費の推移（S53年度～）

平成28年12月財務省
「平成29年度国土交通省
・公共事業関係予算のポイント」



(注) NTT-A、B(償還時補助等を除く)を含む。

公共事業関係費

(単位：百万円)

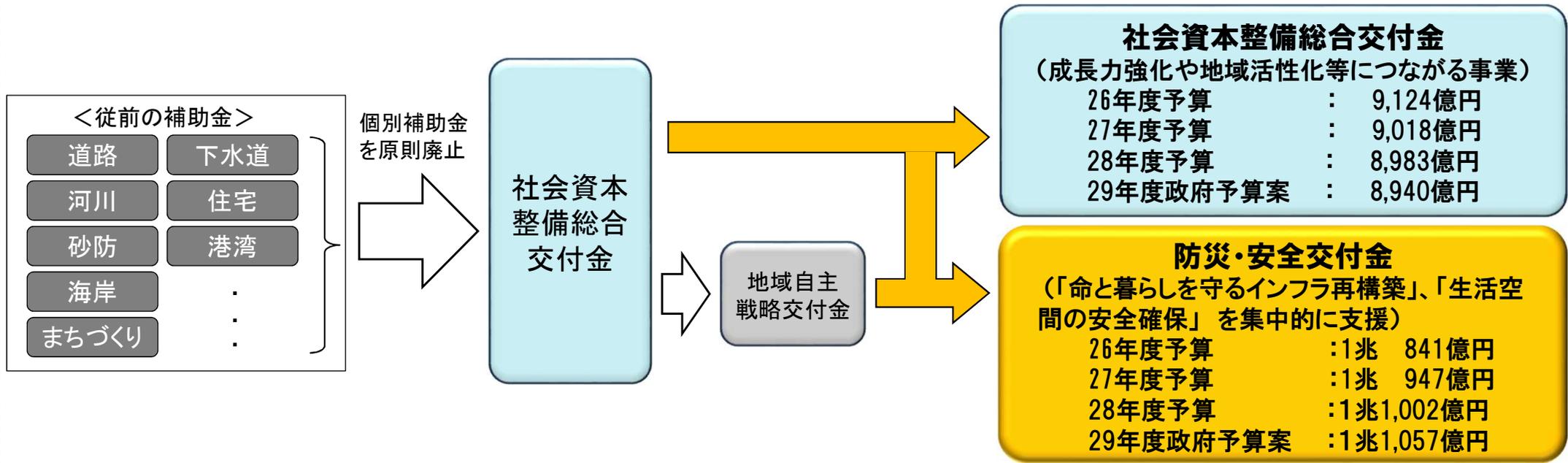
	28年度 当初予算額	29年度 政府案	対前年度	
			増▲減額	伸率
治水	756,586	756,886	300	0.0%
治山	59,723	59,736	13	0.0%
海岸	27,748	27,749	1	0.0%
道路	1,663,694	1,666,194	2,500	0.2%
港湾	231,712	232,057	345	0.1%
空港	85,098	80,898	▲4,200	▲4.9%
都市幹線鉄道	23,721	23,753	32	0.1%
新幹線	75,450	75,450	-	0.0%
住宅対策	151,775	151,019	▲756	▲0.5%
水道	20,457	18,570	▲1,887	▲9.2%
廃棄物処理	42,853	40,822	▲2,031	▲4.7%
国営公園等	28,355	28,031	▲324	▲1.1%
農業農村	296,226	308,404	12,178	4.1%
森林整備	120,286	120,313	27	0.0%
水産基盤	69,985	70,000	15	0.0%
社会資本総合交付金	898,332	893,958	▲4,374	▲0.5%
防災・安全交付金	1,100,234	1,105,736	5,502	0.5%
農山漁村地域整備交付金	106,650	101,650	▲5,000	▲4.7%
地方創生整備	41,568	40,068	▲1,500	▲3.6%
その他	100,171	101,952	1,781	1.8%
一般公共計	5,900,624	5,903,246	2,622	0.0%
災害復旧等	73,079	73,079	-	0.0%
公共事業関係費計	5,973,703	5,976,325	2,622	0.0%
国土交通省関係	5,178,695	5,180,739	2,044	0.0%
農林水産省関係	676,112	683,346	7,234	1.1%
厚生労働省関係	20,807	18,920	▲1,887	▲9.1%
経済産業省関係	2,478	2,234	▲244	▲9.8%
環境省関係	51,471	48,446	▲3,025	▲5.9%
内閣府関係	44,140	42,640	▲1,500	▲3.4%

(注1) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しないものがある。

平成28年12月財務省
「平成29年度国土交通省
・公共事業関係予算のポイント」

社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金

- ◇ **社会資本整備総合交付金**は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって**自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金**として平成22年度に創設。
- ◇ **防災・安全交付金**は、**地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援**するため、平成24年度補正予算において創設



両交付金の特長(個別補助金との違い)

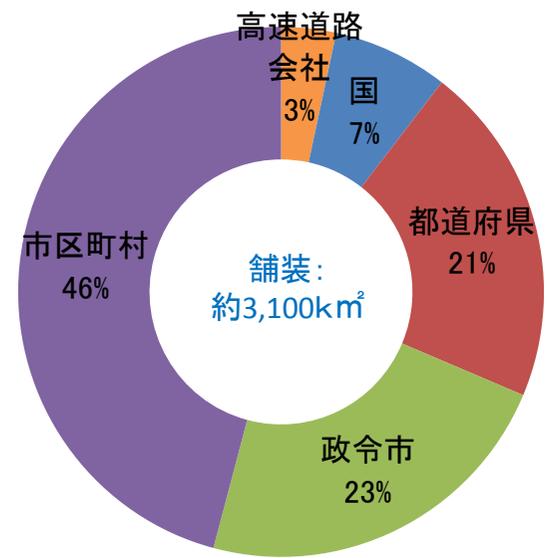
- ◇ これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化
- ◇ 計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能
- ◇ 基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高める事業についても、創意工夫を生かして実施可能

道路(舗装)

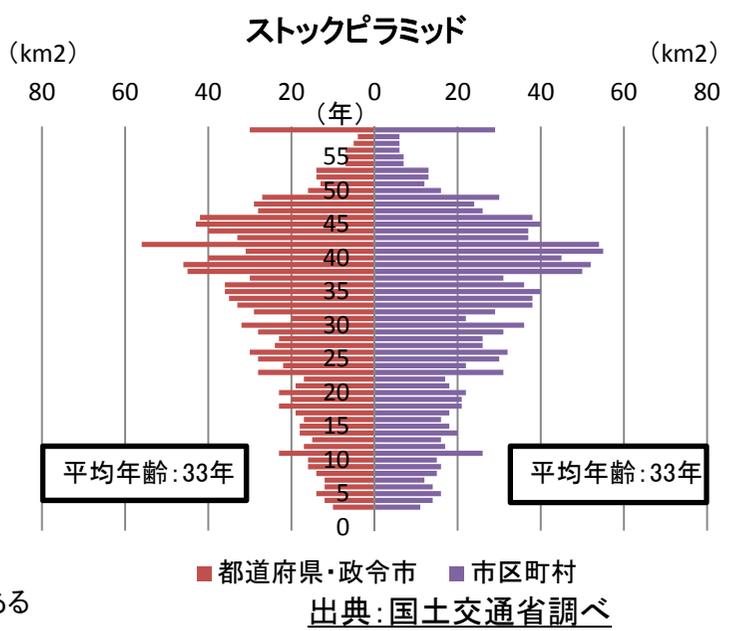
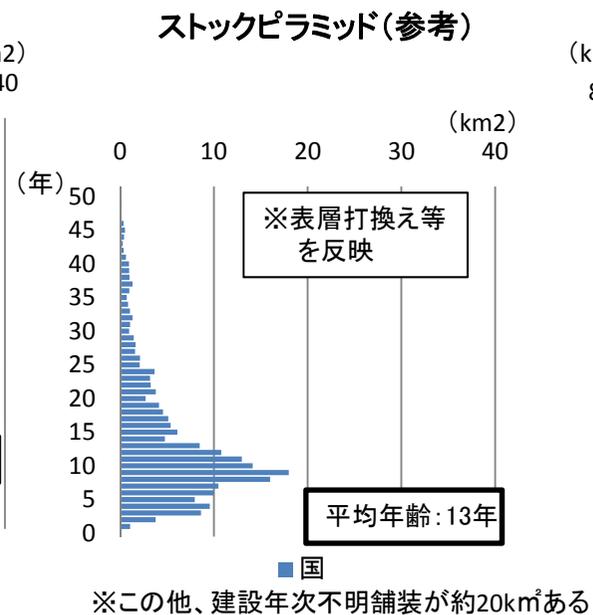
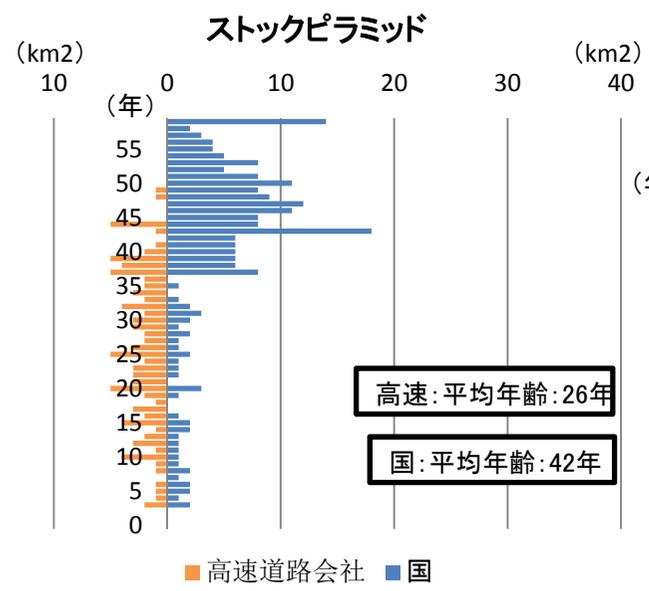
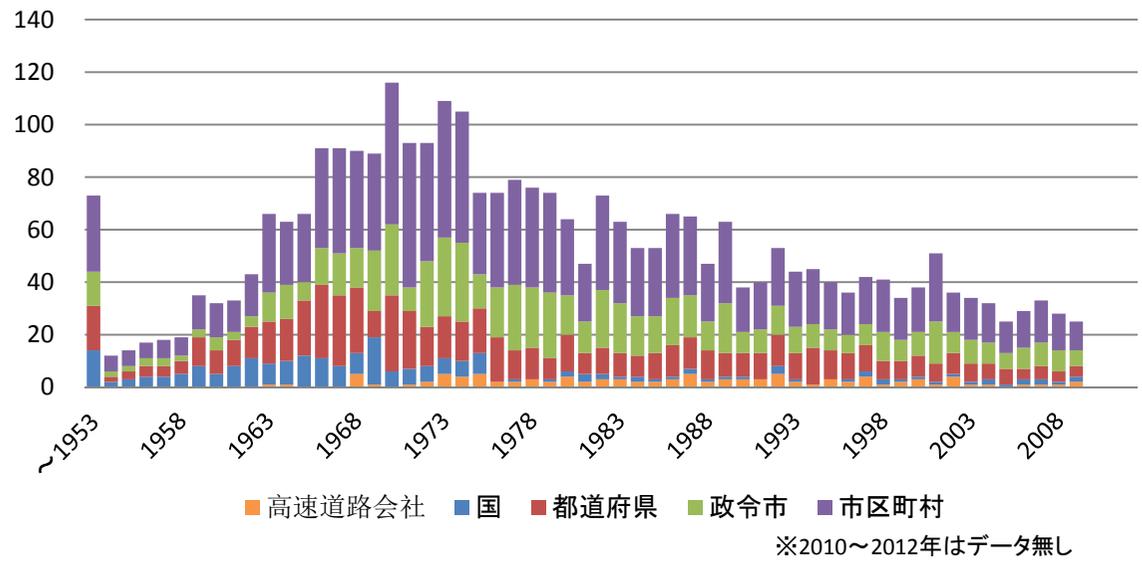
※供用当初の舗装施工面積

※都道府県・政令市は、地方道路公社を含む

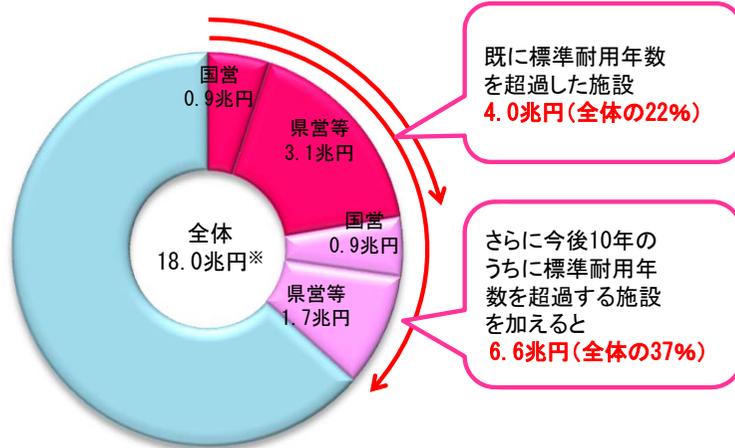
道路管理者別ごとの施設数



建設年度別施設数

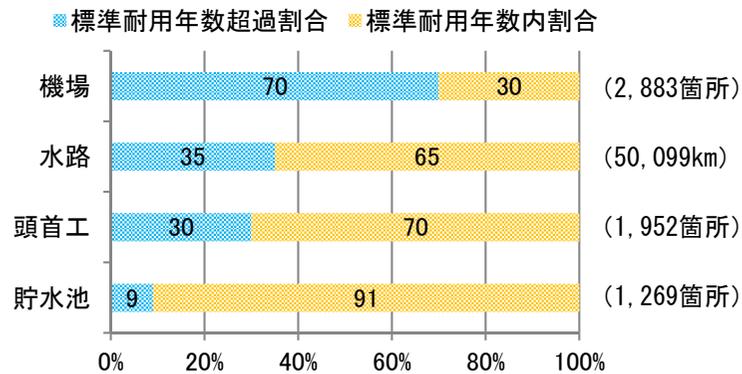


基幹的水利施設の老朽化の状況



※受益面積100ha以上の農業水利施設の資産価値(再建設費ベース)

(基幹水利施設の耐用年数超過状況)



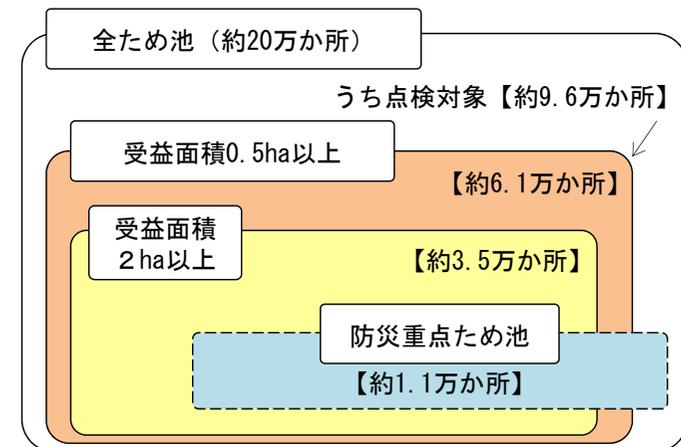
資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」(平成26(2014)年3月時点)
注：各施設の標準耐用年数は、貯水池：80年、頭首工：50年、機場：20年、水路：40年

ため池の一斉点検 (H25~27)

全国のため池約20万箇所のうち、防災重点ため池及び受益面積0.5ha以上のため池の約9.6万箇所を対象に、ため池の構造や下流状況等について、被災の可能性や被災した場合の影響に関する点検を実施。

点検実施ため池	防災重点ため池	
	詳細な調査の優先度が高いもの	
96,074箇所	11,318箇所	3,391箇所※

※うち1,147箇所耐震調査を実施済み



インフラ長寿命化基本計画の概要

- 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

1. 目指すべき姿

○安全で強靱なインフラシステムの構築

- メンテナンス技術の基盤強化、新技術の開発・導入を通じ、厳しい地形、多様な気象条件、度重なる大規模災害等の脆弱性に対応
- 【目標】老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ（2030年）等

○総合的・一体的なインフラマネジメントの実現

- 人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより、インフラ機能を適正化・維持し、効率的に持続可能で活力ある未来を実現
- 【目標】適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020年頃）等

○メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

- 今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で、世界のフロントランナーの地位を獲得
- 【目標】点検・補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得（2030年）

2. 基本的な考え方

○インフラ機能の確実かつ効率的な確保

- メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により、安全・安心を確保
- 予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によりトータルコストを縮減・平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保

○メンテナンス産業の育成

- 産学官連携の下、新技術の開発・積極公開により民間開発を活性化させ、世界の最先端へ誘導

○多様な施策・主体との連携

- 防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化
- 政府・産学界・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上

3. 計画の策定内容

○インフラ長寿命化計画（行動計画）

- 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針（対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見通し／必要施策に係る取組の方向性 等）

○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

- 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画（対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用 等）

4. 必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握 等
修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施 等
基準類の整備	施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映 等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用 等
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用 等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化 等
体制の構築	[国]技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実 [地方公共団体等]維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用 [民間企業]入札契約制度の改善 等
法令等の整備	基準類の体系的な整備 等

5. その他

- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

インフラ長寿命化計画の体系

インフラ長寿命化基本計画
(基本計画)【国】

(行動計画)

【国】

各省庁が策定

(行動計画)

【地方】

公共施設等総合管理計画

(個別施設計画)

道路

河川

学校

(個別施設計画)

道路

河川

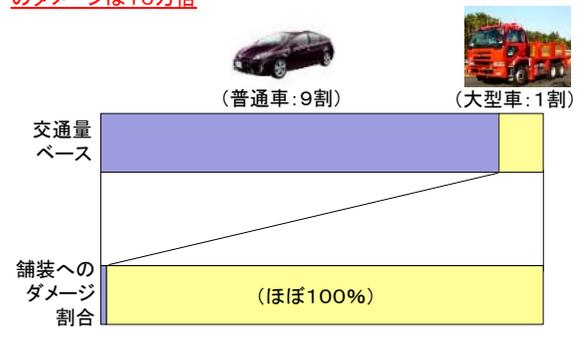
学校

- 舗装の耐久性は、大型車交通量の影響が支配的 ⇒ **大型車が多いほど、舗装の損傷進行が早い**
- 損傷の進行が早く修繕サイクルが短い道路では、より長く使うことを意識した管理が必要 ⇒ **目標とする使用年数の設定**
- 大型車交通量が極めて少ない生活道路等では、基本的に長寿命
- 舗装の効率的な管理には、**表層や基層の適時修繕により路盤を保護する事が重要**

■舗装の損傷要因

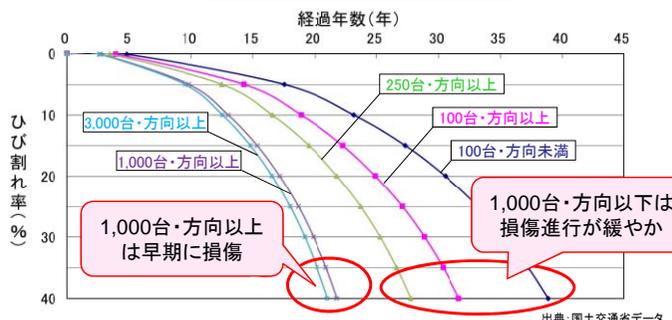
■舗装へのダメージは、軸重の4乗で影響

20トン車の場合、その軸重は乗用車の20倍であるが、**舗装へのダメージは16万倍**



■アスファルト舗装では大型車交通量が多いほど損傷が早く進行

大型車交通量と舗装損傷の関係

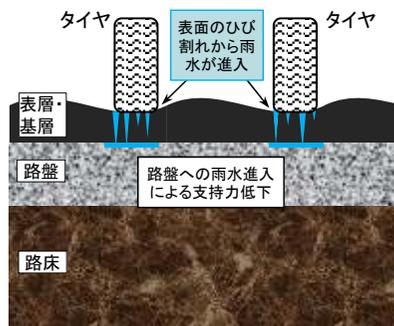


■生活道路等は、大型車交通量が少ないため、占用工事の掘り返し等が無ければ長期間経過しても健全



■舗装構造の損傷を防ぐには適切な表層の管理が重要

■表層や基層の**損傷箇所(ひび割れ等)から路盤に雨水等が浸透**することにより路盤の支持力が低下し、路盤の変形に起因する沈下など、**舗装構造全体の損傷**につながる



損傷が進み、亀甲状にひび割れが発生している舗装

[表層だけの修繕の場合]
工法: 切削オーバーレイ (表層のみ)
日当たり施工量: 約600㎡/日
工事費用: 約5千円/㎡ (直工)

※現地条件等により異なる

[路盤も含め修繕した場合]
工法: 打ち換え (全層)
日当たり施工量: 約150㎡/日
工事費用: 約18千円/㎡ (直工)

※現地条件等により異なる

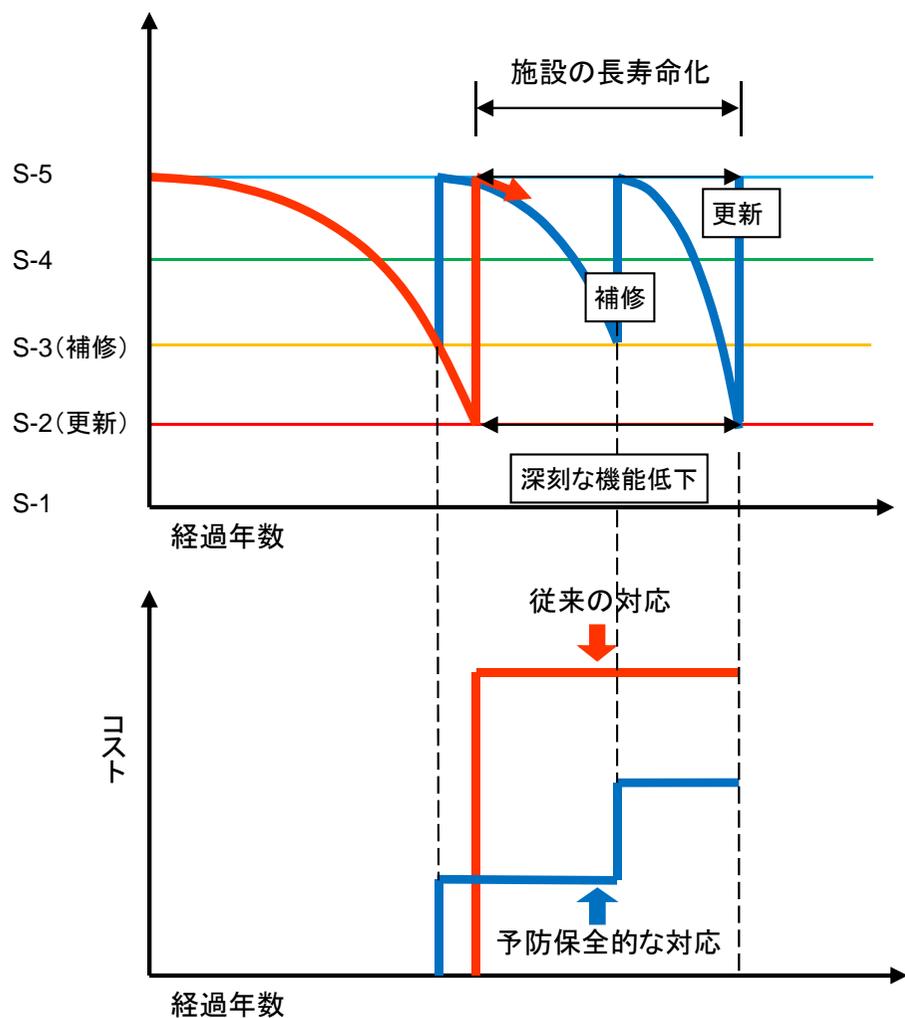


表層だけを修繕する場合と比較し路盤の修繕は日当たり施工量は4分の1、工事費用は3倍以上



表層の点検を実施し、適時適切な修繕を行うことが重要

○施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減 (健全度評価に基づく施設の機能保全)



○従来の対応



深刻な機能低下



再建設

○予防保全的な対応



摩耗による骨材の露出



ポリマーセメントモルタルによる補修

地域における総合的な防災・減災対策、老朽化対策 に対する集中支援(防災・安全交付金)

平成28年12月財務省
「平成29年度国土交通省・公共事業関係予算のポイント」
(国土交通省作成資料)

29年度政府案 11,057億円

○頻発する風水害・土砂災害や大規模地震・津波に対する防災・減災対策、インフラ長寿命化計画を踏まえた老朽化対策等、地域における総合的な取組を集中支援する。

風水害・土砂災害や大規模地震・津波に対する防災・減災対策

- ◆土砂災害警戒区域等の指定に向けた基礎調査の推進
 - 傾斜度 10%以上
 - 土砂災害警戒区域
- ◆緊急輸送道路等における無電柱化の推進
 - 啓開活動に支障
 - 無電柱化
- ◆都市浸水対策としての河川・下水道整備
 - 雨水貯留管
 - ポンプ場
- ◆津波、高潮等から背後地を防護するための海岸堤防等の整備
 - 堤防
 - 陸開
- ◆防災拠点等となる都市公園の整備
 - 防災拠点
 - 無電柱化の推進
 - 砂防堰堤等の整備
- ◆道路の地震対策、風水害対策
 - 道路の地震対策、風水害対策
 - 水平力を分担する構造
 - 橋梁の耐震補強
 - 斜面崩落防止対策
- ◆近年水害が発生した地域等における水害・土砂災害対策
 - 河川堤防の整備
 - 砂防堰堤の整備
- ◆住宅・建築物の耐震化
 - 避難路沿道等の住宅・建築物の耐震化の促進
 - <耐震改修イメージ>
 - 戸建て住宅
 - 建築物
- ◆密集市街地の防災性の向上
 - 避難地・避難路の整備
 - 老朽建築物の建替・除却
 - 延焼防止のための建築物の不燃化
- ◆効果促進事業の活用
 - 浸水深や洪水時の避難所までの経路看板の設置
 - 3.0m
 - 〇〇小学校
- ◆下水道の整備・河川、下水道一体となった都市浸水対策
 - 河川
 - 河川堤防等の整備
 - 河川管理施設の老朽化対策
 - 下水道施設の老朽化対策
- ◆港湾の地震・津波、風水害対策
 - 海岸
 - 海岸堤防等の整備
 - 防波堤
 - 耐震強化岸壁の整備
 - 港湾施設の老朽化対策
- ◆住宅・建築物の耐震化
 - 住宅・建築物の耐震化
 - 密集市街地の防災性向上
 - 通学路の交通安全対策
 - 臨港道路の耐震化
- ◆効果促進事業の活用
 - 浸水深や洪水時の避難所までの経路看板の設置
 - 3.0m
 - 〇〇小学校

インフラ長寿命化計画を踏まえた老朽化対策

◆道路施設の老朽化対策

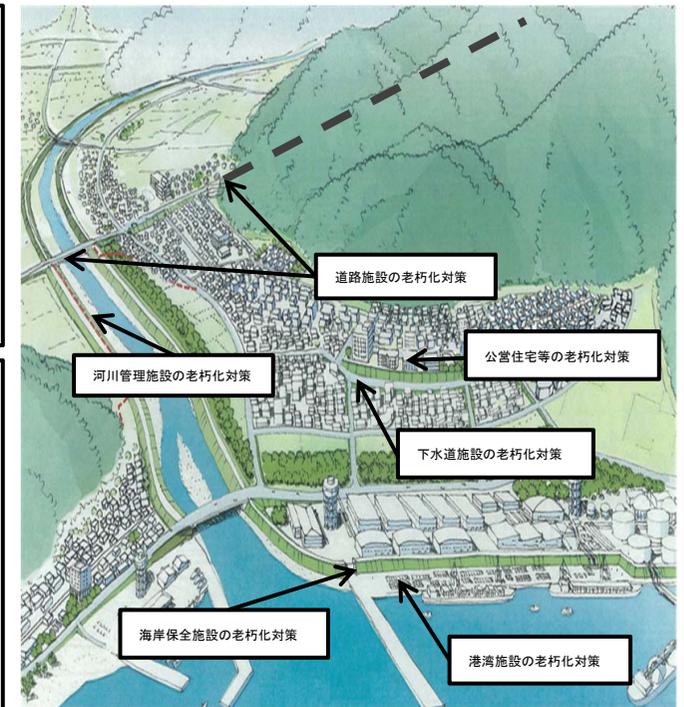
- 定期点検
- 橋梁の修繕
- トンネルの修繕
- 橋梁の撤去

◆河川管理施設等の老朽化対策

- 排水機場のポンプ設備の更新
- 水門等のゲートの更新

◆港湾施設の老朽化対策

- 保留施設の補修



◆海岸保全施設の老朽化対策

- 鋼矢板の腐食・コンクリートの劣化
- 対策後
- 空洞化調査

◆下水道施設の老朽化対策

- 更生工法による対策
- 道路陥没

農業農村整備事業

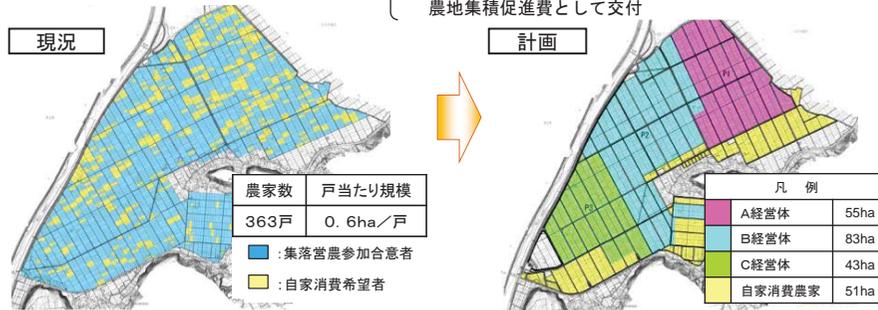
【平成29年度概算決定額 3,084.0億円】

1. 農業競争力強化対策

○ **大区画化・汎用化等の基盤整備**を実施し、農地中間管理機構とも連携した担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を推進。

●地域全体の一体的な農地整備

【農業競争力強化基盤整備事業】
・地区の農地を集積・集約化した場合は事業費の最大12.5%を農地集積促進費として交付



○ **パイプライン化やICTの導入等**により、水管理の省力化と担い手の多様な水利用への対応を実現する**新たな農業水利システム**を構築し、農地集積の加速化を推進。

●新たな農業水利システム (イメージ)

【水利施設整備事業(農地集積促進型)】
・地区の農地を集積・集約化した場合は事業費の最大12.5%を農地集積促進費として交付



2. 国土強靱化対策

○ 基幹的な農業水利施設等の**耐震診断・耐震化、ため池一斉点検を踏まえたハード・ソフト対策**、農村地域の**洪水被害防止対策**等を実施。

●耐震診断



●耐震化



●ため池一斉点検を踏まえた対策の実施



●洪水被害防止対策



○ 老朽化した農業水利施設の点検・診断の結果をデータベース化し、**補修・更新等を適時・的確**に実施。

●老朽化の進行



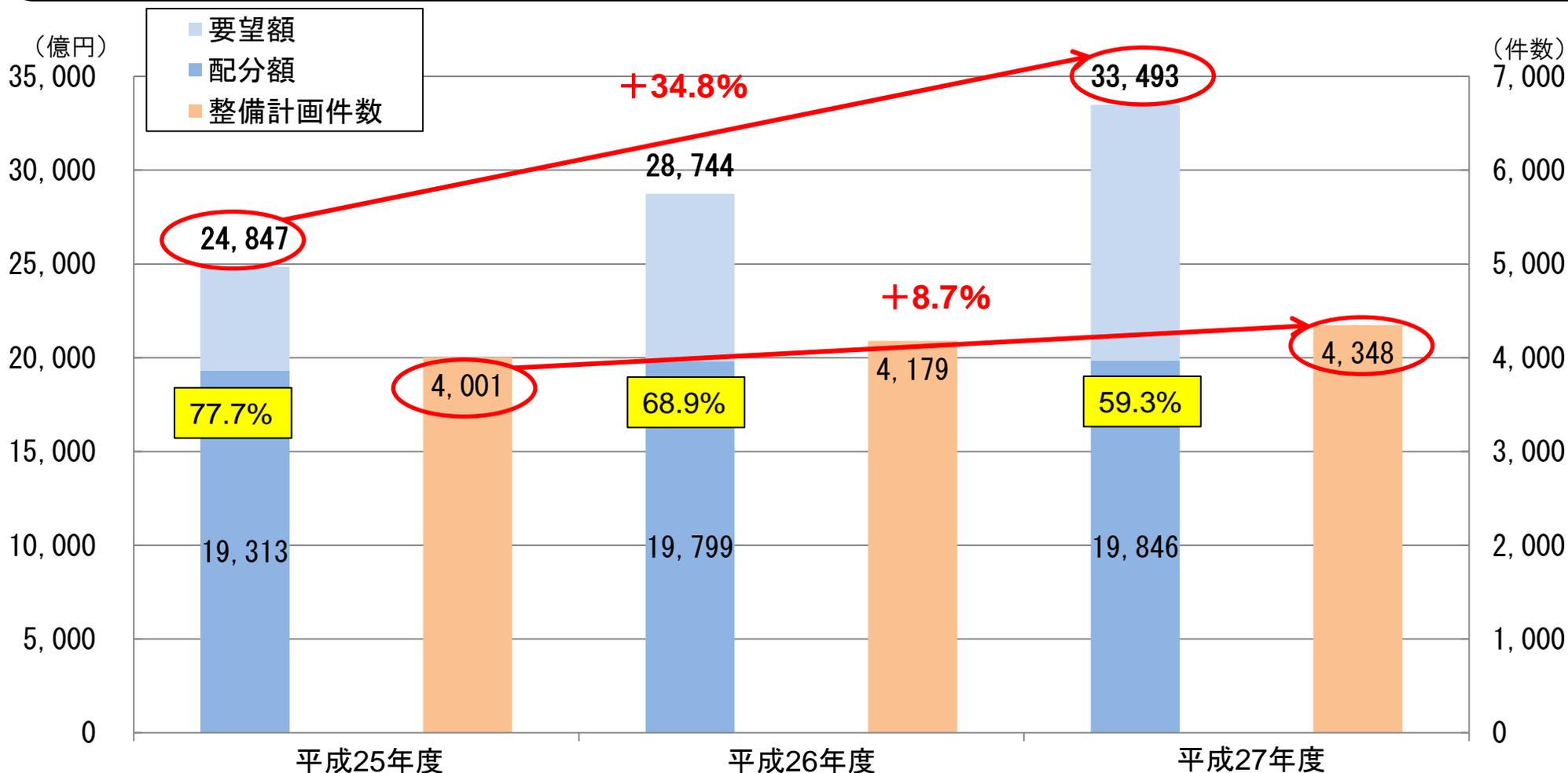
●農業水利施設の補修・更新



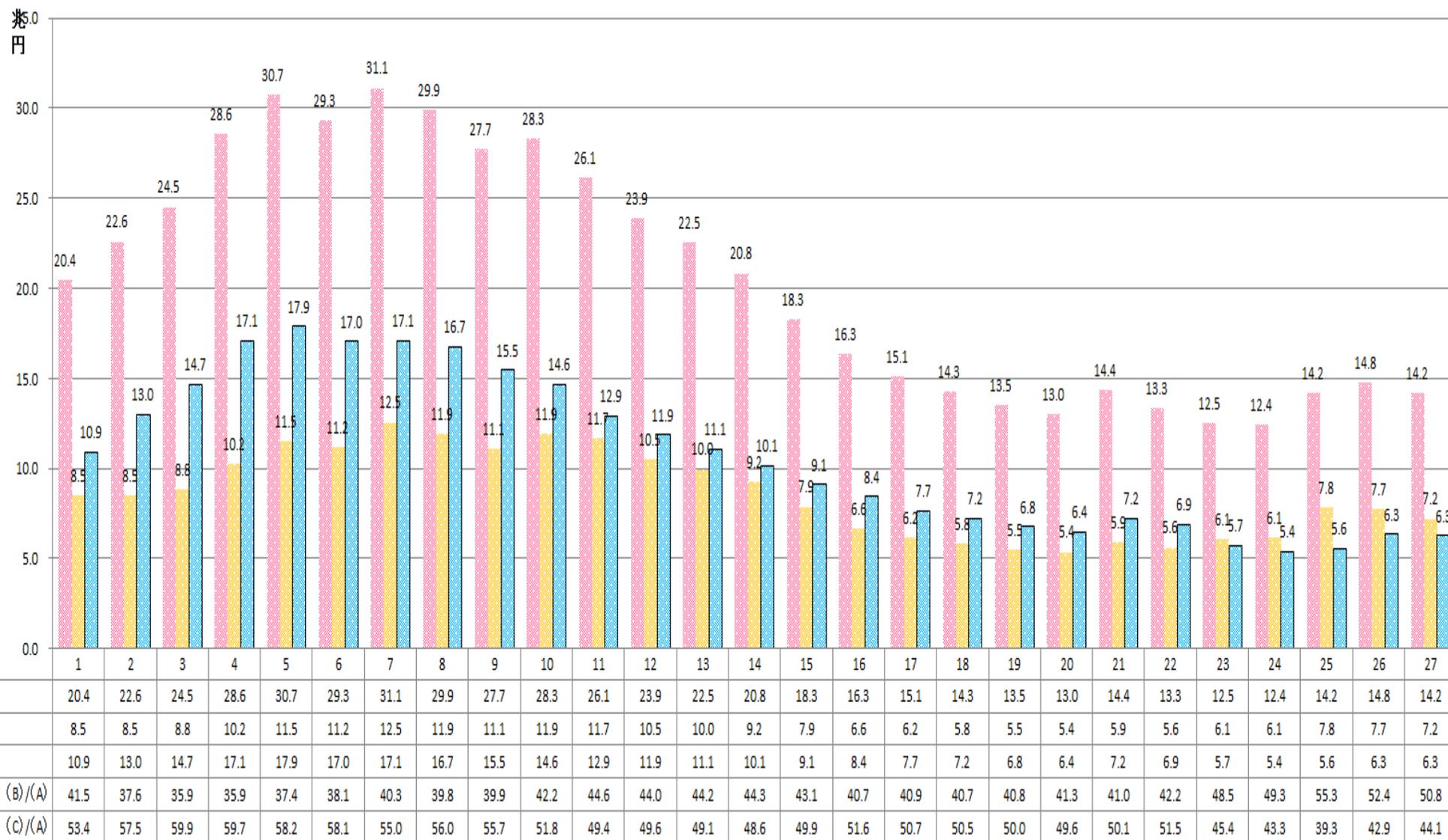
社会資本整備総合交付金等の要望額・配分額等の推移

【財政制度等審議会
財政制度分科会 資料】

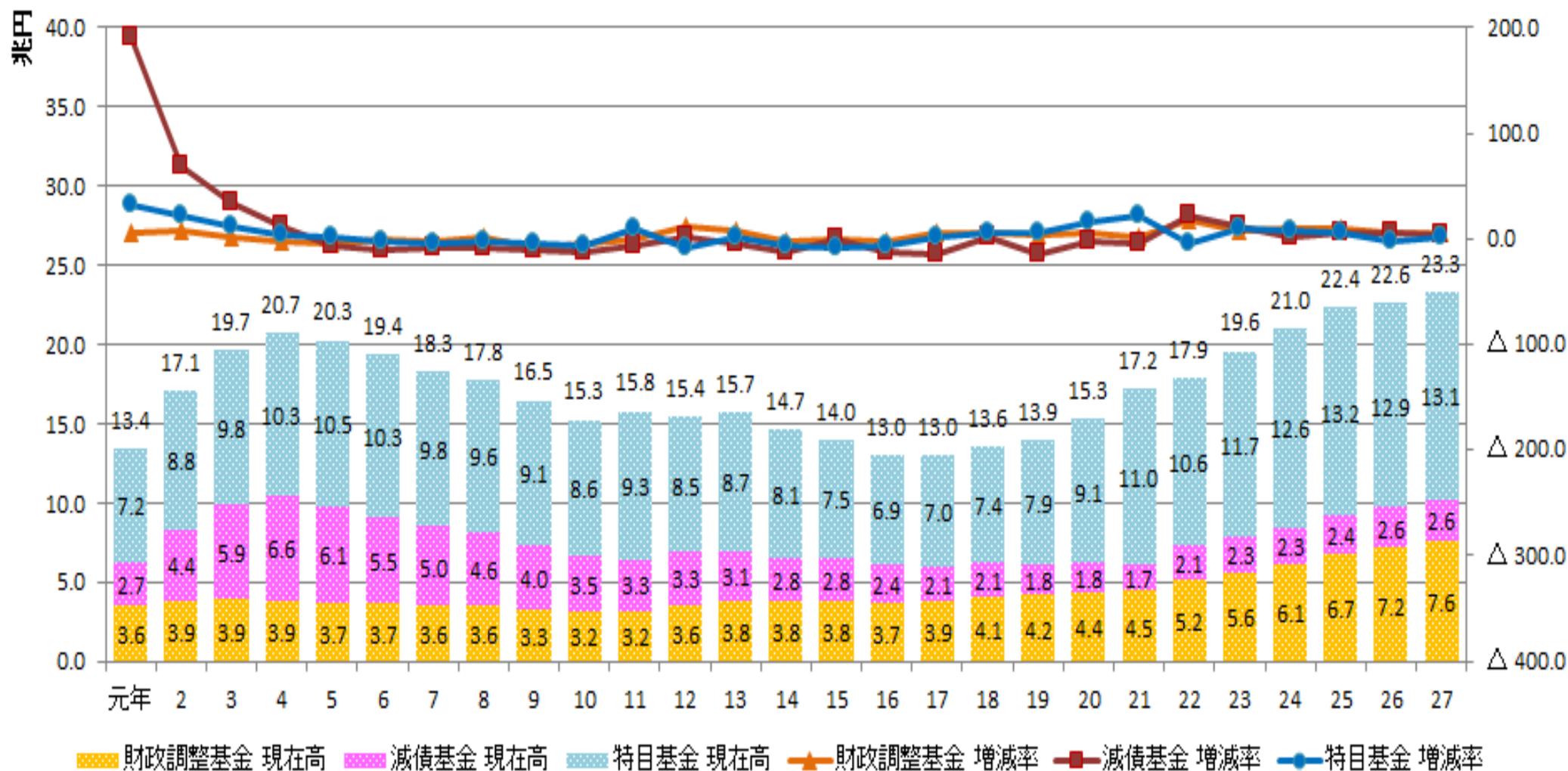
- 地方公共団体からの要望額は年々増加傾向にあり、要望に対して配分される金額の割合は年々低下傾向にある。
- 一方で、「整備計画」の件数は要望額ほどには伸びていない。「整備計画」当たりの要望額が増えているということは、効果の薄い事業内容が新たに追加されていたり、消化できる金額以上の要望を行っていたりする場合もあるのではないか。



普通建設事業（補助事業・単独事業）の状況



将来の財政負担（積立金現在高の推移）



【増減率】

区分	元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
財政調整基金	6.6	7.4	1.2	△1.6	△4.6	△0.9	△2.8	1.7	△8.5	△3.7	0.4	12.0	7.5	△1.5	△0.6	△2.4	5.6	4.9	3.5	4.7	1.4	17.0	6.9	9.6	9.8	6.4	6.0
減債基金	189.6	67.6	33.9	10.8	△7.4	△10.2	△9.5	△8.1	△11.4	△13.6	△6.5	1.8	△5.2	△12.0	△0.4	△12.1	△13.7	2.2	△13.9	△3.0	△5.5	22.9	11.1	0.6	5.5	5.6	3.0
特目基金	31.4	22.2	12.1	4.6	2.0	△2.1	△4.4	△2.3	△4.8	△6.0	8.7	△8.9	2.2	△6.7	△8.0	△7.1	1.0	5.6	6.6	15.1	21.4	△4.2	10.7	7.6	4.9	△2.5	1.7

社会基盤施設等の長寿命化事業について

- 公共施設の計画的な管理を進める中で、社会基盤施設等の老朽化対策が課題となっていることを踏まえ、国庫補助事業を補完する地方単独事業について、地方財政措置を拡充する。

社会基盤施設(インフラ)

※いずれも適債事業に限る

【対象事業】

○ 道路

- ・ 一般国道、都道府県道及び市町村道に係る老朽化対策

(対象事業例) ・ 舗装の表層に係る補修(切削、オーバーレイ、路上再生等)

- ・ 小規模構造物(道路照明施設、道路標識、防護柵等)の補修・更新

○ 農業水利施設(水路・機場(ポンプ)、ため池等)

- ・ 受益面積が概ね20ha未満(ため池については概ね2ha未満)の施設に係る老朽化対策

【要件】

- ① 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明らかにされていること

【措置内容】 公共施設等適正管理推進事業債(仮称) 充当率 90% / 交付税算入率 30%

【措置期間】 平成29年度から平成33年度まで

学校施設

【対象事業】 義務教育施設(小中学校、特別支援学校の小・中学部)に係る大規模改造事業※

※ 原則建築後15年程度を経過した施設に係る改造事業(事業費は原則2,000万円以上)

【措置内容】 学校施設等整備事業債 充当率75% / 交付税算入率 50% (現行:30%)

② コンパクトシティの推進

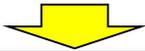
コンパクト・プラス・ネットワークのねらい

○都市のコンパクト化は、居住や都市機能の集積による「密度の経済」の発揮を通じて、**住民の生活利便性の維持・向上**、サービス産業の生産性向上による**地域経済の活性化**、行政サービスの効率化等による**行政コストの削減**などの**具体的な行政目的を実現するための有効な政策手段**。

都市が抱える課題

都市を取り巻く状況

- **人口減少・高齢者の増加**
- **拡散した市街地**



■ 都市の生活を支える機能の低下

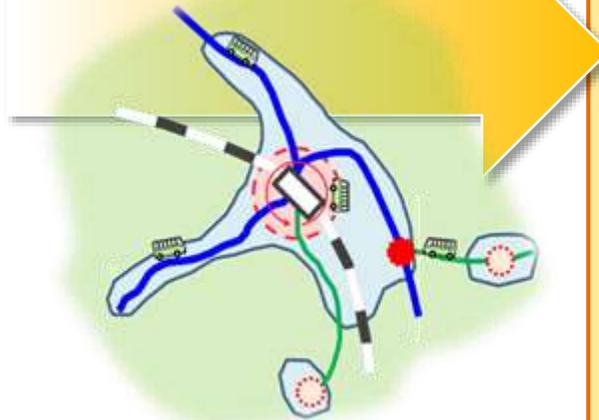
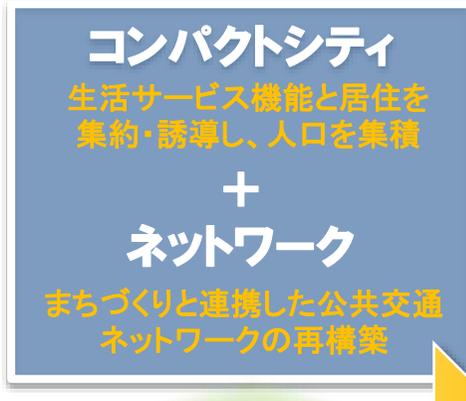
- 医療・福祉・商業等の生活サービスの維持が困難に
- 公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下

■ 地域経済の衰退

- 地域の産業の停滞、企業の撤退
- 中心市街地の衰退、低未利用地や空き店舗の増加

■ 厳しい財政状況

- 社会保障費の増加
- インフラの老朽化への対応



中心拠点や生活拠点が利便性の高い公共交通で結ばれた多極ネットワーク型コンパクトシティ

コンパクトシティ化による効果の例

生活利便性の維持・向上等

- 生活サービス機能の維持
- 生活サービス施設へのアクセス確保など利用環境の向上
- 高齢者の社会参画
- ➡ 高齢者や子育て世代が安心・快適に生活できる都市環境

地域経済の活性化

- サービス産業の生産性向上、投資誘発
- 外出機会・滞在時間の増加による消費拡大
- ➡ ビジネス環境の維持・向上により地域の「稼ぐ力」に寄与

行政コストの削減等

- インフラの維持管理の合理化
- 行政サービスの効率化
- 地価の維持・固定資産税収の確保
- 健康増進による社会保障費の抑制
- ➡ 財政面でも持続可能な都市経営

地球環境への負荷の低減

- エネルギーの効率的利用
- CO2排出量の削減
- ➡ 低炭素型の都市構造の実現

都市再生特別措置法等の改正(概要)

背景

・地方都市では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。

法律の概要

●立地適正化計画(市町村)

- ・都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な**マスタープラン**を作成
- ・民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり(多極ネットワーク型コンパクトシティ)

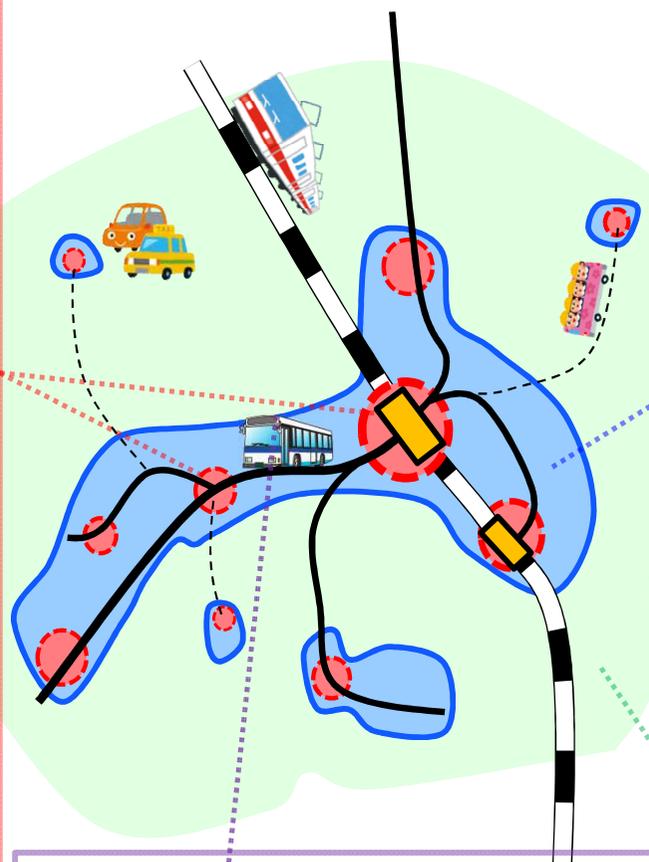
都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

- ◆都市機能(福祉・医療・商業等)の立地促進
- 誘導施設への税財政・金融上の支援
 - ・外から内(まちなか)への移転に係る買換特例 **税制**
 - ・民都機構による出資等の対象化 **予算**
 - ・交付金の対象に通所型福祉施設等を追加 **予算**
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和
 - ・市町村が誘導用途について容積率等を緩和することが可能
- 公的不動産・低未利用地の有効活用
 - ・市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援 **予算**

- ◆歩いて暮らせるまちづくり
 - ・附置義務駐車場の集約化も可能
 - ・歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ
 - ・歩行空間の整備支援 **予算**

- ◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール
 - ・誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ



居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

- ◆区域内における居住環境の向上
 - ・区域外の公営住宅を除却し、区域内で建て替える際の除却費の補助 **予算**
 - ・住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度(例：低層住居専用地域への用途変更)
- ◆区域外の居住の緩やかなコントロール
 - ・一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
 - ・市町村の判断で開発許可対象とすることも可能
- ◆区域外の住宅等跡地の管理・活用
 - ・不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ
 - ・都市再生推進法人等(NPO等)が跡地管理を行うための協定制
 - ・協定を締結した跡地の適正管理を支援 **予算**

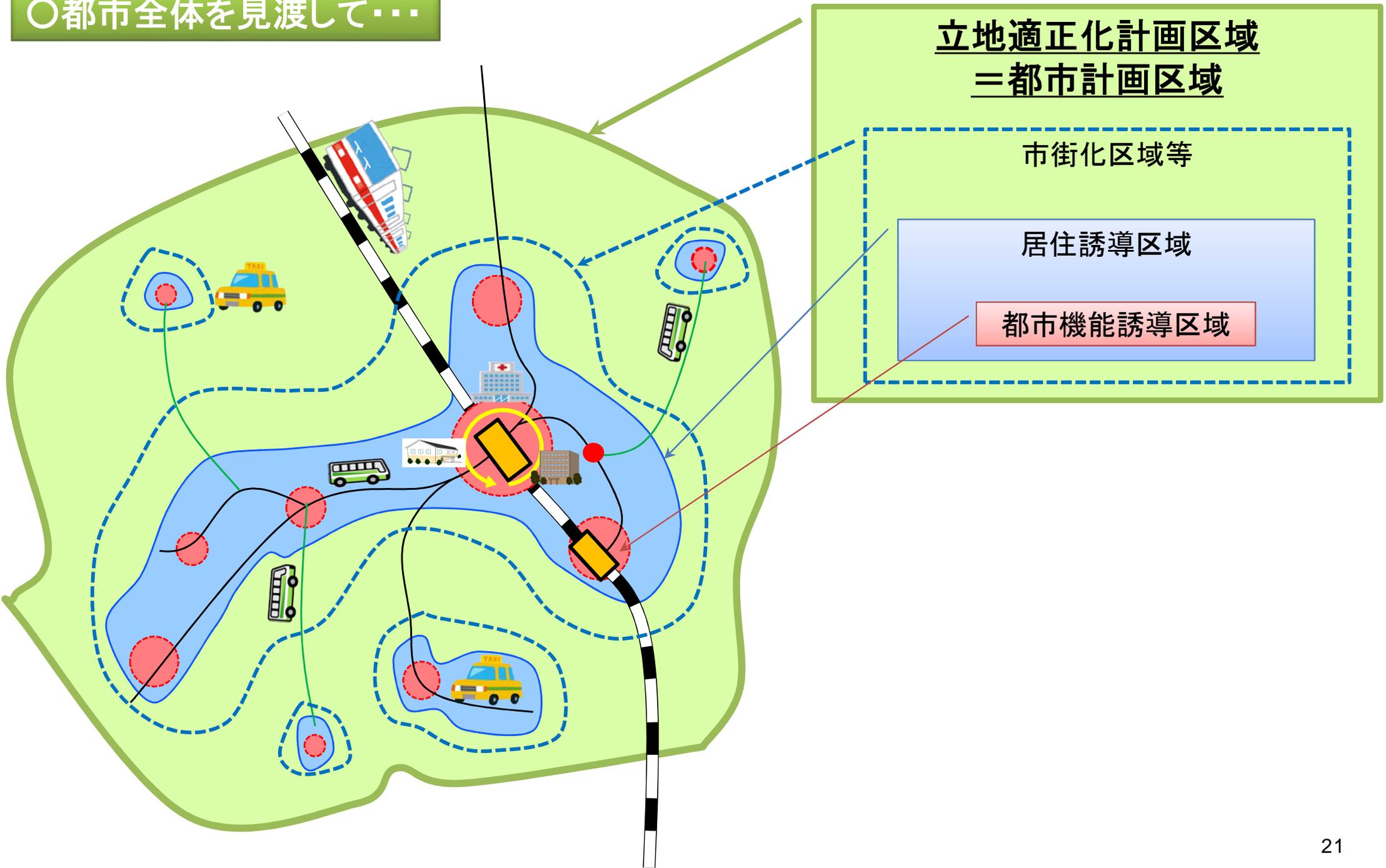
公共交通

維持・充実を図る公共交通網を設定

- ◆公共交通を軸とするまちづくり
 - ・地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援(地域公共交通活性化再生法)
 - ・都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所や駅前広場等の公共交通施設の整備支援 **予算**

立地適正化計画のイメージ

○都市全体を見渡して…



密度の経済による生産性向上

- 経済活動の装置である都市のコンパクト化、密度アップ、公共交通の利便性向上により、訪問介護の移動時間激減や中心市街地での消費額増加を実現するなど、サービス産業の生産性を大幅に向上させる。
- その際、高齢者、子育て世帯等の行動をビッグデータで解析、ユーザー目線も備えたプランニング手法に一新し、施設の最適立地を実現する。

一定密度の集約型市街地に
～サービス産業の生産性向上～

■ホームヘルパーの1人当たりの
サービス提供量が

人口30万都市
だと年間で…

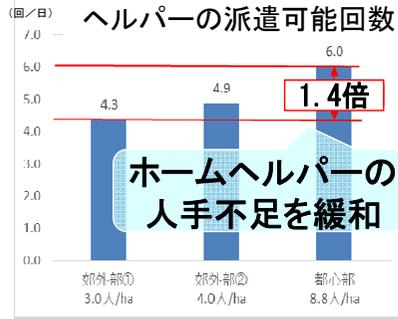
4割増加

(※富山市モデルをもとに試算)

○訪問介護の移動の効率化(イメージ)



○高齢者人口密度とホームヘルパーの派遣可能回数



(出典:富山市資料を基に国土交通省作成)

公共交通を利用しやすいまちに
～中心市街地の再興に～

■中心市街地の消費額を

30億円増加

(※富山市モデルをもとに試算)

○公共交通利用者は、まちなかでの滞在時間が長く、消費が多い

	マイカー	公共交通
中心市街地での平均滞在時間(分/日)	113分	128分
来街時に2店舗以上立ち寄る人の割合	30%	47%
中心市街地での平均消費金額(円/日・人)	9,207円	12,102円

マイカー利用者と公共交通利用者の消費行動比較

(出典:富山市資料)

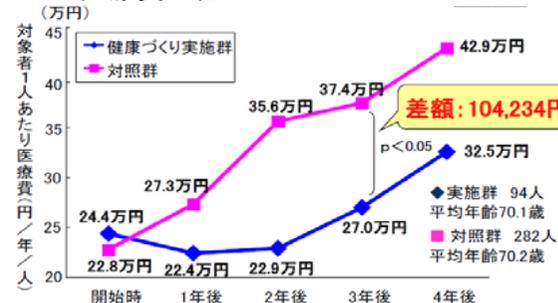
高齢者一人ひとりが元気に
～地方財政の健全化へ～

■必要となる医療費を

10億円削減

(※見附市モデルをもとに試算)

○運動する人は、運動しない人より年間10万円も医療費が低い



(出典:筑波大学久野教授資料)

注:数値はいずれも一定の仮定を置いて試算したもの。

(1) モデル都市の形成・横展開

コンパクト化による生産性向上に向けた取組事例を関係省庁が連携して重点的にコンサルティングし、類型化・横展開

(2) スマート・プランニングの推進

人の属性ごとの行動データを基に、利用者利便の向上と生産性の最大化を同時に実現する施設の最適立地を可能に

【数値目標】 (※いずれも2020年までの目標)

- ◆立地適正化計画を作成する市町村数:150
- ◆都市機能誘導区域の誘導施設の立地割合が増えている市町村数:100
- ◆居住誘導区域の人口割合が増えている市町村数:100
- ◆公共交通の利便性の高いエリアの居住人口割合
三大都市圏90.8% / 地方中枢都市圏81.7% / 地方都市圏41.6%

都市再構築戦略事業の見直し(社会資本整備総合交付金)

事業概要

- 事業の特徴
 - ・生活に必要な都市機能(医療・社会福祉・教育文化・商業等)を都市機能誘導区域内へ誘導するため、社会資本整備総合交付金により整備を支援
- 事業の主な構成
 - (1) 中心拠点区域内における誘導施設(医療施設・社会福祉施設・教育文化施設・商業施設等)の整備事業
 - (2) 上記と一体的に実施する道路、公園、地域交流センター等の整備事業

事業イメージ



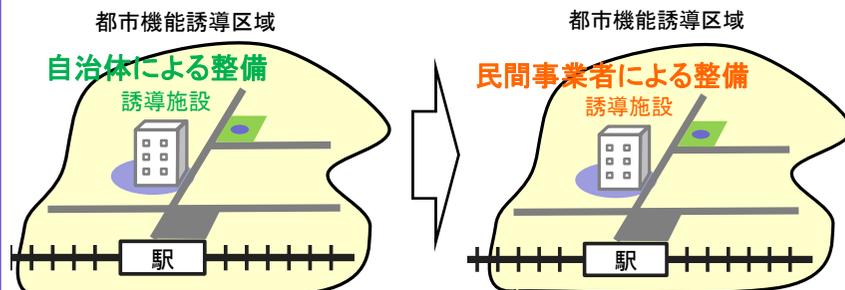
○財政制度等審議会 答申(平成28年11月17日)

「立地適正化計画に基づき中心拠点区域における誘導施設等の整備を支援する「都市再構築戦略事業」について、民間事業者の積極的活用を要件化し、商業系の誘導施設は民間事業者による整備を原則化するとともに、隣接市町村による共同施設整備を誘導するなどの見直しを行うべき」

平成29年度予算への反映

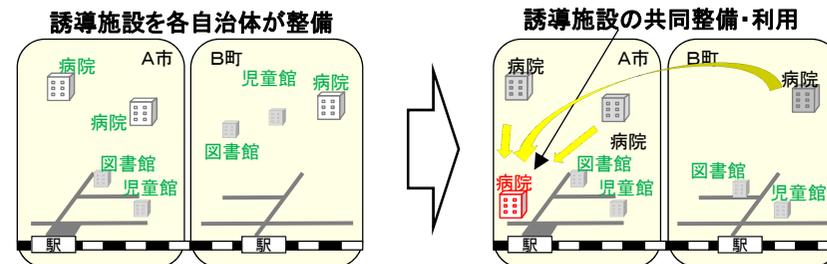
民間事業者の積極的活用

○誘導施設の規模の適正化を図るため、商業系の誘導施設は交付金の支援対象から除外する



隣接市町村による共同整備

○公共施設の計画的な統廃合を効率的に推進するため、隣接市町村が共同で利用する誘導施設の整備を支援対象に追加する



○誘導施設として医療・社会福祉施設を整備する場合には、医療計画や子ども・子育て支援事業計画等に基づく地域の医療・福祉政策との連携を要件化する

都市・地域交通戦略推進事業の概要

平成28年12月財務省
「平成29年度国土交通省
・公共事業関係予算のポイント」
(国土交通省作成資料)

目的：人口減少、少子超高齢化への備えが必要となり、また、中心市街地の衰退、都市の維持コストの増大、など都市構造に関する課題認識が高まっている。そこで、モータリゼーションの進展に併せて、市街地が全面的に広がる拡散型都市構造を見直し、環境負荷低減型のコンパクトシティへの展開を図る。

- 徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援
- 補助対象者：地方公共団体 等
- 補助率：1/3（立地適正化計画に位置付けられた事業1/2）



路面電車・バス等の公共交通の施設(車両を除く)



自由通路



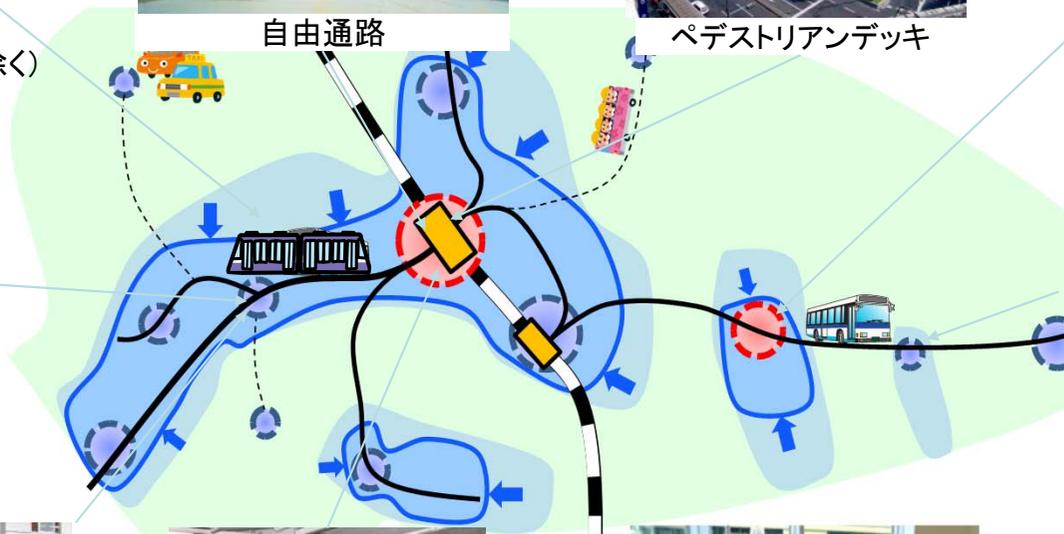
ペDESTリアンデッキ



自転車駐車場



交通結節点整備



駐車場(P&R等)



バリアフリー交通施設



荷捌き駐車場



民間施設と一体となった待合所



交通まちづくり活動の推進

【中心市街地活性化】大規模商業施設の跡地活用による中心市街地活性化

【宮崎県都城市】

背景・課題

- 大型商業施設の撤退（H23.1）による中心市街地の賑わいの低下
 （歩行者通行量（休日）：4,528人【H22】→2,696人【H25】）
 （大丸跡地前の歩行者通行量（休日）：458人【H22】→261人【H25】）
- 図書館や市民健康センター等の公共施設の老朽化、中心市街地から離れた立地

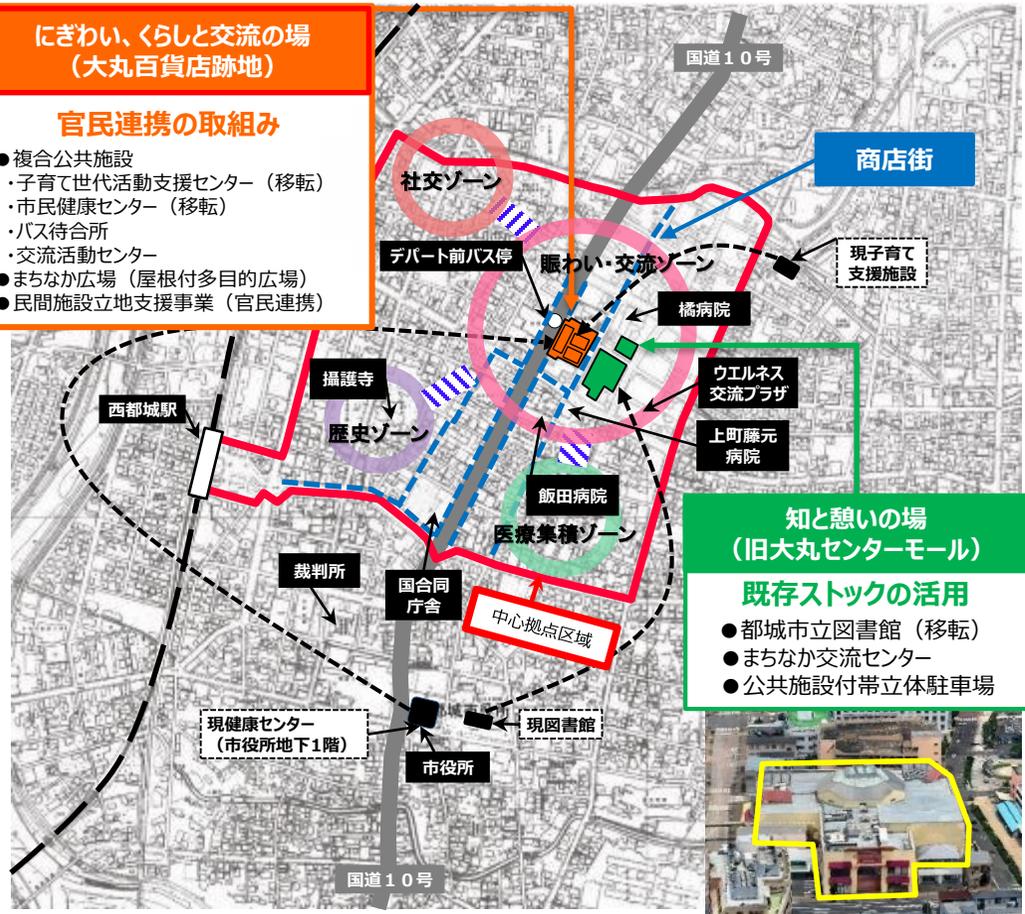
大規模商業施設の跡地に地域ニーズに即した機能を再配置、官民連携・既存ストック活用により賢く整備

- 市の補助を受けて、商工会議所が中心市街地や跡地の活用に関するニーズを調査。
- 地域ニーズを踏まえ、市は中心市街地をテーマに沿った複数のゾーンに分類。大丸百貨店跡地は「賑わい・交流ゾーン」として、福祉施設や多目的広場を整備。
- 旧大丸センターモール等は「知と憩いの場」として、既存ストックを活用して図書館や交流センターを設置。

**にぎわい、くらしと交流の場
（大丸百貨店跡地）**

官民連携の取組み

- 複合公共施設
- 子育て世代活動支援センター（移転）
- 市民健康センター（移転）
- バス待合所
- 交流活動センター
- まちなか広場（屋根付多目的広場）
- 民間施設立地支援事業（官民連携）



整備効果(目標)	
整備コスト	・既存建造物活用による整備コストの縮減 ・約57億円【新設】⇒約26億円【既存活用】
交流人口数	・中心市街地主要集客施設集客者 ・約139万人【H24】⇒約187万人【H30】
歩行者通行量	・大型商業施設跡地前における歩行者通行量【休日】 ・261人【H25】⇒550人【H30】
中心市街地イベント数	・中心市街地におけるイベント開催数 ・46回【H24】⇒58回【H30】

官民連携の取組み(大丸百貨店跡地)

- 官民連携による商業施設整備

民間事業者	・商業施設の整備 ・事業計画、経営、誘致等 ノウハウ（スーパーマーケット）	⇔	都城市	・土地の所有 ・土地賃料の減免等
-------	---	---	-----	---------------------

- エリアマネジメントの実施

民間事業者	} まちなか広場等を活用した施設間連携による協調イベントの開催
各施設の指定管理者	
行政	

【防災・公共施設再編】施設再編を通じた都市防災力の向上

【和歌山県新宮市】

背景・課題

- ・南海トラフ巨大地震の発生時には、津波による大きな被害が想定
- ・小中学校の児童・生徒数が減少
(4,988人【S62年】⇒2,342【H24年】)

防災の視点を踏まえた保育所等の再編

- ・河川近くの保育所を統合して駅前の小学校跡地に移設。保育所の跡地には、老朽化した図書館等の複合施設を整備。
- ・新しい保育所についても、土地の嵩上げを行い、屋上を津波一時避難施設に位置付けるなど、防災力の向上を実現。

■基幹事業 中心拠点誘導施設
文化交流ゾーン整備（図書館、文化ホール等）
○熊野文化の拠点として整備。中心市街地内に多数存在する歴史文化資源を生かしたまちなか観光を推進し、中心市街地の活性化を図る。



■新宮市立大浜保育所（元の施設）
○元々海岸沿いに位置し、現施設（旧幼稚園舎）に移転
○南海トラフ巨大地震津波浸水想定区域内

■新宮市立熊野地保育所（元の施設）
○平成23年紀伊半島大水害で被災

■基幹事業 高次空間形成施設
市道伊佐田町丹鶴町線

■基幹事業 地域生活基盤施設
観光案内・サイン設置



再編の効果

- 都市防災力の向上
 - ・南海トラフ巨大地震に備えて保育所の土地嵩上げ
→0.3m~1.0mの津波の浸水想定に対し、1.0mの嵩上げ
 - ・保育所の屋上を津波一時避難施設に位置付け
→約1,000人の避難が可能
- 施設統合による維持管理費の削減
 - ・小学校統合による学校跡地への保育所整備
 - ・保育所2箇所を1箇所に統合
→後年度の運営費約2,400万円/年（25%）削減（9,800万円/年→7,400万円/年）



立地適正化計画の作成に取り組む都市

- 309都市**が立地適正化計画の作成について具体的な取組を行っている。(平成28年12月末時点)
- そのうち、**箕面市**(平成28年2月)、**熊本市**(平成28年4月)、**花巻市**(平成28年6月)、**札幌市**(平成28年8月)、**毛呂山町**(平成29年2月)が立地適正化計画を作成・公表済み。(平成29年2月1日時点)
- 今年度末までに**約100都市**が計画を作成・公表予定。

都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
北海道	札幌市	茨城県	日立市	埼玉県	越生町	石川県	金沢市	静岡県	熱海市	滋賀県	野洲市	奈良県	宇陀市	愛媛県	八幡浜市
	函館市		土浦市		小川町		小松市		三島市		湖南市		川西町		新居浜市
	旭川市		古河市		鳩山町		輪島市		富士市		東近江市		田原本町		西条市
	室蘭市		石岡市		寄居町		加賀市		磐田市		舞鶴市		王寺町		大洲市
	釧路市		下妻市		松戸市		野々市市		焼津市		亀岡市		和歌山市		伊予市
	北広島市		高萩市	成田市	福井市	掛川市	長岡京市		海南市	四国中央市					
	石狩市		取手市	佐倉市	敦賀市	藤枝市	京田辺市		有田市	西予市					
	鷹栖町		牛久市	柏市	小浜市	袋井市	南丹市		新宮市	久万高原町					
	東神楽町		つくば市	市原市	大野市	裾野市	豊中市		湯淺町	高知市					
	青森県		青森市	坂東市	流山市	勝山市	吹田市		鳥取市	南国市					
弘前市		境町	酒々井町	鯖江市	高槻市	大田市	土佐市								
八戸市		栃木県	東京都	日野市	あわら市	守口市	江津市	須崎市							
黒石市				宇都宮市	福生市	函南町	大阪府	岡山市	北九州市						
五所川原市				栃木市	相模原市	長泉町		倉敷市	大牟田市						
十和田市	鹿沼市			横須賀市	越前市	津山市		久留米市							
むつ市	日光市			藤沢市	越前町	総社市		直方市							
盛岡市	那須塩原市	小田原市	美浜町	高梁市	飯塚市										
岩手県	花巻市	那須烏山市	秦野市	山梨市	河内長野市	高島市	行橋市								
	北上市	下野市	大和市	大月市	大東市	呉市	小郡市								
宮城県	仙台市	芳賀町	新潟市	笛吹市	豊川市	門真市	竹原市								
		大崎市	長岡市	上野原市	刈谷市	高石市	三原市								
秋田県	秋田市	高崎市	三条市	長野市	豊田市	高崎市	福山市								
		桐生市	新発田市	松本市	江南市	東大阪市	府中市								
		伊勢崎市	小千谷市	上田市	小牧市	阪南市	大竹市								
		太田市	見附市	岡谷市	東海市	神戸市	姫路市								
山形県	鶴岡市	舘林市	燕市	諏訪市	尼崎市	西宮市	西脇市								
		渋川市	糸魚川市	小諸市	西宮市	西脇市	高砂市								
		藤岡市	五泉市	駒ヶ根市	高砂市	朝来市	たつの市								
福島県	福島市	吉岡町	上越市	茅野市	伊勢市	福崎町	太子町								
		明和町	魚沼市	佐久市	松阪市	伊賀市	朝日町								
		邑楽町	南魚沼市	千曲市	桑名市	朝日町	大津市								
		さいたま市	胎内市	安曇野市	亀山市	朝日町	彦根市								
		川越市	田上町	岐阜市	伊賀市	草津市	守山市								
		本庄市	富山市	岐阜県	朝日町	栗東市	栗東市								
		春日部市	高岡市	多治見市	朝日町										
		深谷市	高岡市	関市	朝日町										
		戸田市	氷見市	大野町	朝日町										
		志木市	黒部市	静岡市	朝日町										
坂戸市	小矢部市	浜松市	朝日町												
茨城県	水戸市	毛呂山町	入善町	沼津市											

コンパクトシティの推進について

基本的な考え方

- 人口減少を迎える中であっても、地域社会の活力と魅力を維持・向上させるためには、コンパクトシティの形成によって人の居住や生活サービス施設を集約化し、持続可能な都市構造を実現する取組が重要。
 - 平成26年8月の都市再生特別措置法の改正による立地適正化計画の制度創設から2年以上が経過し、今年度中におよそ100団体が計画を作成・公表予定であり、平成29年度以降、地方団体の取組は政策実行段階に移行。
- ⇒ コンパクトシティ形成に資する事業について、省庁横断的な支援の重点化に取り組む。

経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)(抄)

第3章 経済・財政一体改革の推進

5. 主要分野ごとの改革の取組

(2) 社会資本整備等

②コンパクト・プラス・ネットワークの推進

平成32年までに全国150の地方公共団体における「立地適正化計画」の策定を達成するとともに、その確実な実現を図ることが重要である。(中略)
また、地域の発意による先進事例の横展開を図るとともに、関係府省庁が横断的に計画の策定と計画内容の実現を強力に支援する。

地方財政措置「公共施設等適正管理推進事業債(仮称)」

- 平成29年度地方財政対策において、公共施設等の適正管理を図るために創設される「公共施設等適正管理推進事業債(仮称)」の中に、コンパクトシティの推進を図る観点から、「立地適正化事業」を設け、新たに地方財政措置を講じる。

【対象事業】 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業

(事業例) 国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業

国庫補助事業の一部要件(事業規模等)を満たさない事業

(*) 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率嵩上げ等の要件等とされている国庫補助事業をいう。

【措置内容】 地方債充当率：90% 交付税算入率：30%

【措置期間】 平成29年度から平成33年度まで(5年間)